

大分市フットサルリーグ2019

大会要項

1. 主催 一般社団法人大分県サッカー協会
2. 主管 大分県フットサル連盟
3. 大会名 大分市フットサルリーグ2019(Division1、Division2)
4. 協賛
5. 開催期間 2019年4月から2020年1月
6. 会場 大分東フットサルパーク リサナロッソ)
7. 表彰 1部、2部とも優勝チームに賞状を授与する。
得点王は1部、2部それぞれで決定する。
8. 参加チーム数 1部:13チーム
2部:8チーム
9. 参加資格 ①大分県フットサル連盟(以下、「OFF」という。)に大分市フットサルリーグ2019(以下、「市リーグ2019」という。)への加盟承認された単独チームであること。また、選手はOFFに出場登録された選手で構成されたチームであること
②第1項のチームに所属する選手は、2004年4月1日以前に生まれた選手であること。男女問わない。
③外国籍選手は1チームあたり4名までの登録を認める。但し同時出場は2名までとする。
④チームの責任において傷害保険に加入していること。
⑤OFFが規定する級・人数のフットサル審判員資格者を有するチームであること。
⑥U-23(1997年4月1日以降生まれ)の選手に限り、上位カテゴリーである大分県フットサルリーグに所属しながら大分市フットサルリーグに出場することを可とする(大分県フットサルリーグ特別指定選手制度)。但しこの制度利用しての出場を希望する選手は、特別指定選手申請書を提出し、OFFの許可を得ること(様式は別途案内)。
10. 参加申込 2019年3月2日開催の大分市フットサルリーグ参加説明会に必ず出席の上、以下の手続きを期間内に行うこと。
・大会登録書類一式(大会登録票、役員・運営委員・審判員登録票、FDS登録票)
・プライバシーポリシー同意書
※申込締切 2019年4月5日(金)
※様式は大分県サッカー協会フットサル委員会ホームページよりダウンロードすること(ダウンロード開始日:2019年3月10日(日))。
11. 参加料 ①チーム登録料は10,000円とする。
②選手登録料は1人あたり1,000円とする。
③リーグ戦参加料はリーグ戦試合数×4,000円とする。
支払日は、①②③とも2019年4月21日(市リーグ戦第1節時)とし、現金にて支払うこと。但し、③のリーグ戦参加料は、前半戦及び後半戦分の2分割払いとし、金額及び2回目の支払日は別途通知する。
12. 追加登録 ①選手及び役員の追加登録及び登録内容変更は、OFFにe-mailにて申請し、許可を受けた選手及び役員について、申請が受理された日から7日目より出場することができる。
②日本フットサルリーグ、地域リーグ、他県リーグ、SuperSports XEBIO 大分県フットサルリーグ2019(以下、「県リーグ2019」という。)他カテゴリーからの移籍については、申請受理後7日目から出場できるものとする。
③追加登録については、2019年11月末日までに追加登録完了した選手のみ出場可能とする。

④登録抹消された選手・役員の再登録は認めない。

⑤追加登録及び登録内容変更に関わる手続きは、kickoffにて行うこと。

13. 競技方法 1部リーグはセントラル方式の1回戦総当たりリーグ戦、2部リーグはセントラル方式の1回戦総当たりリーグ戦および上位リーグ、下位リーグ戦とする。

14. 試合時間 ①30分間(前・後半各15分ランニングタイム)で、勝敗が決しない場合は、引き分けとする。ハーフタイムは2分間とし、前半終了のホイッスルから後半開始のホイッスルまでの時間をいう。

15. 競技規則 大会実施年度のJFAフットサル競技規則による(一部ローカルルールを適用する)。

16. ユニフォーム等 ①ユニフォーム(シャツ、ショーツ、ソックス)は正の他に副として、正と色彩が異なり判別しやすいユニフォームを参加申込書に記載し、各試合に必ず携行すること。(フィールドプレーヤー、ゴールキーパーとも。)
②チームのユニフォーム(ゴールキーパーのユニフォームを含む)のうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものでなければならない。
③シャツの前面、背面に選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。
④選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。
⑤パワープレーを行うチームのフィールドプレーヤーは、自チームのゴールキーパーと同一のシャツに当該選手の番号を付けること。
⑥FPの張り番号は一切認めない。
⑦ユニフォームへの広告表示については、JFA『ユニフォーム規程』に基づき、承認された場合のみこれを認める。ただし、ユニフォーム広告表示により生じる会場等への広告掲出料等の経費は当該チームにて負担することとする。なお、県サッカー協会へ提出したユニフォーム広告承認申請の写しを携帯しておくこと。 ※ユニフォームへの広告表示を行うチームは、県連盟に事前報告を行うこと。
⑧その他の事項についてはJFA『ユニフォーム規程』に則る。
⑨シューズは、フットサル用シューズのみ使用可能とする。(サッカー用スパイクシューズは使用できない。)違反があった選手は、当該試合の出場は認めないものとする。

17. 選手数 キックオフ時に3名に満たない場合は棄権扱いとする。

18. 警告・退場について【懲罰規程を適用】

警告を累積3回受けた選手は、次の1試合は出場停止とする(大分市フットサルリーグ2019(入替戦を含まない)に適用)。

また退場処分を受けた選手は、次の1試合は出場停止とし、以後の処置は大会規律・フェアプレー委員会で決定する。

【JFA懲罰規程抜粋】

第4条〔退場による公式試合の出場停止処分の消化対象試合について〕

退場による公式試合の出場停止処分は、同一競技会における直近の試合に適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。

第5条〔警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分の関係について〕

警告の累積による公式試合の出場停止処分と退場による公式試合の出場停止処分は併科する。この場合、退場による公式試合の出場停止処分を先に消化するものとする。

第6条〔同一競技会にて消化しきれなかった出場停止処分の持ち越し〕

1. 第4条による出場停止処分が、同一競技会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームが出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。

2. 前項に従う、残存の出場停止処分の存否の情報についての異なる競技会間の伝達に関しては、当

該処分の通知を受けた選手等及びその所属するチームが連帯して責任を負うものとする。

3. 第1項に違反して試合に出場した場合、当該選手等及びその所属チームに対し本規程に従い懲罰を科すものとする。

19. 棄権の扱い 記録上のスコアは棄権チームの0対5とする。棄権チームは参加料の半額(2,000円)を対戦チームに支払うとともに、自チーム・対戦相手の運営・審判担当をすべて自チームの責任で手配・準備する。また棄権したチームの勝ち点から3点を減ずる。
20. 勝点 勝=3点、分=1点、負=0点
但し2部リーグについては、1回戦総当たりリーグ戦終了時に1位~4位チームに100点の勝点を加算する。
21. 順位 ①勝点 ②全試合の得失点差 ③全試合の得点数 ④当該チーム同士の対戦結果 ⑤抽選の順に決定する。
22. 入替 1部リーグ1位は、県リーグ2019Division2下位チームと自動入替とする。
その他の降・昇格、入替戦については、上位大会である県リーグ2019及び第18回九州フットサルリーグにおける大分県フットサル連盟所属チームのリーグ戦結果によるため、別途内容を定め告知を行う。
23. 入替戦 ①県リーグ2019Division2・市リーグ2019入替戦は、2020年3月の別途指定する日時に開催する。
②参加料は別途案内する。
③入替戦に登録できる選手及び役員は、大分県リーグ2019及び市リーグ2019に登録された者に限る。追加登録等は一切認めない。
④県リーグ2019Division2・市リーグ入替戦は30分間(前後半30分プレーイングタイム)で行う。入替決定戦の延長戦、PK戦等は行わない。
26. 運営委員 各チームは、運営委員を1名選任しなければならない。運営委員は、OFFの会場責任者の指示に従い大会運営を行うものとする。運営委員は所属選手の援助により大会運営を行う。
27. 運営会議 運営会議を不定期に開催する。
28. その他 ①マッチコーディネーションミーティングは行わない。
②ベンチに入ることができる人数は、役員4名以内(役員登録された者に限る)及び選手14名以内(スターティングメンバーを含む)の合計18名以内とする。
③競技中交代要員選手は必ずビブスを着用すること(1部リーグは必須)。
④試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止になった場合には、その帰責事由のあるチームは0対5またはその時点のスコアがそれ以上であれば、そのスコアで敗戦したものとみなす。
⑤本大会の規律・フェアプレー委員会は、主催及び主管団体の代表者複数名により構成される。
⑥試合中、練習中を問わず場内外の器物を破損した場合は、当該チームにおいて弁償するものとする。併せて、場内外で負傷が発生した場合は、当該チームが処置をし、OFFは一切の責任も負わない。
⑦チームは一般的なマナーを遵守すること。
⑧大分市フットサルリーグに加盟しているチームは、年度途中にリーグを脱会することはできない。次年度解散する場合は、別途定める期日までにOFF事務局へ報告しなければならない。
⑨フットサル連盟規約及びリーグ要項に違反した行為等が生じた場合は、OFFの裁定に従わなければならない。
⑩リーグ運営方法についての詳細は、2019年3月2日開催の参加説明会兼代表者会議資料にて補完する。